

国立大学法人京都大学宿舎規程

(平成16年達示第94号)

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第4条)
- 第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者(第5条 - 第6条)
- 第3章 宿舎の設置等(第7条 - 第9条)
- 第4章 宿舎の維持及び管理(第10条 - 第16条)
- 第5章 雑則(第17条 - 第18条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)が、第3条に規定する教職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、教職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人京都大学会計規程(平成16年達示第92号)に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 本学の役員及び国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者をいう。
- 二 宿舎 教職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(宿舎の種類)

第4条 宿舎は、無料宿舎及び有料宿舎の2種類とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第5条 宿舎の設置は、総長が行うものとする。

(維持及び管理)

第6条 宿舎は、財務を担当する理事(以下「財務担当理事」という。)が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舎の設置等

(設置の方法)

第7条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。

(無料宿舎)

第 8 条 無料宿舎は、次に掲げる教職員 (就業規則第 2 条第 4 項に掲げる教職員を除く。) のうち財務担当理事が認めた者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

一 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命を保護するための非常勤務、又はこれと類似の性質を有する勤務に従事するため、その勤務する部局の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者

二 研究又は実験施設に勤務する者であって継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため、当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者

三 へき地にある施設又は特に隔離された施設に勤務する者

2 無料宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、無料で貸与することができる。

(有料宿舎)

第 9 条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、無料宿舎の貸与を受ける者以外の教職員 (就業規則第 2 条第 4 項に掲げる教職員を除く。) のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与することができる。

一 教職員の職務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合

二 教職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

2 有料宿舎は、前項に掲げる者のほか、これらに準ずる者として財務担当理事が特に認めた者については、有料で貸与することができる。

第 4 章 宿舎の維持及び管理

(適正な維持及び管理)

第 10 条 財務担当理事は、被貸与者 (宿舎の貸与を受けた者及び第 16 条第 1 項の規定の適用を受ける同居者 (以下「同居者」という。) をいう。以下同じ。) がこの規程に定める義務を守っているかどうかを把握し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(無料宿舎を貸与する者の選定)

第 11 条 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けべき者が 2 人以上存する場合においては、財務担当理事は、これらの者のうち職務の性質上最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。

(有料宿舎を貸与する者の選定)

第 12 条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、財務担当理事は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(有料宿舎の使用料)

第 13 条 有料宿舎の使用料 (以下「宿舎使用料」という。) は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第 16 条第 1 項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して国家公務員宿舎法 (昭和 24 年法律第 117 号) 及びその政省令等で規定された使用料の算定方法により、各宿舎につき財務担当理事が決定する。

2 新たに有料宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の

宿舍使用料は、日割により計算した額とする。

- 3 有料宿舍の貸与を受けた者は、宿舍使用料を毎月財務担当理事の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。
- 4 有料宿舍の貸与を受けた者が第16条第1項第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舍使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。
- 5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍の宿舍使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舍の使用上の義務)

第14条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって、また本学が別に定めた貸与条件に従って宿舍を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舍につき財務担当理事の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- 4 前条第5項の規定は、被貸与者(同居者に限る。)の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舍の修繕費等)

第15条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舍が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舍の明渡し等)

第16条 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者(その者が第二号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から、無料宿舍にあつては2月、有料宿舍にあつては6月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舍を使用することができる。

一 教職員でなくなったとき

二 死亡したとき

三 配置換、併任、出向、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき

四 当該宿舍について、本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき

五 本学において、当該宿舍につき建替等をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき

- 2 有料宿舍の被貸与者は、財務担当理事が、第14条の規定に違反する事実によりその宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

につき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額（当該宿舎が無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎であるとみなして第13条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額）の3倍に相当する金額をこえることができない。
- 4 第13条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第5章 雑 則

（宿舎の現況に関する記録）

第17条 財務担当理事は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

（実施規則）

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は総長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（宿舎の無償使用）

第2条 本学は、本学の成立の際現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国等に無償で使用させることができる。

2 本学は、本学成立の際現に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第一の上欄に掲げる各機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）附則別表の上欄に掲げる各旧国立高等専門学校の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国立大学法人法に基づいて設立された各国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づいて設立された独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の用に供するため、国立大学法人等に無償で使用させることができる。

3 本学は、第1項の国等及び第2項の国立大学法人等（以下「法人等」という。）の所有する貸与可能な宿舎がなく、かつ、法人等の業務を遂行する上で真に必要なとする場合は、本学の宿舎を、別に定めるところにより、法人等に無償で使用させることができる。

（経過措置）

第3条 この規程施行の際、現に国家公務員宿舎法の各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規程の相当規定によって承認を受けたものとみなす。